

# 子どもに関する手当および医療費助成のご案内

手当・助成を受けるためには申請が必要です。申請方法、必要書類などの詳細は事前に問い合わせてください。

☎児童給付グループ ☎3981 - 1417

## 1. 子どもに関する手当

支給対象月は原則、申請した月の翌月分からです。各手当の支給月額や所得制限額は右表参照。一定以上の所得がある方には支給されません。

### ●児童手当・特例給付

児童手当は家庭などにおける生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付です。子どもが生まれた方、転入した方は新たに申請してください。また、これまで受給していた方が海外転出した場合は、配偶者の方が新たに申請してください※公務員の方は勤務先から支給されますので、勤務先で申請してください。

◇**対象**…中学校修了前(平成20年4月2日以降生まれ)までの児童を養育している区内に住所がある父母などで、家庭での生計中心者となっている方。

◇**対象にならない場合**…(ア)児童が児童福祉施設などに入所している、(イ)国内に住所がない。

◇**手当月額**…3歳未満/15,000円、3歳以上小学校修了前/第2子まで10,000円、第3子以降15,000円、中学生/10,000円、右表「所得制限限度額」以上かつ「所得上限限度額」未満の方/児童1名につき一律5,000円。

### ●児童扶養手当

◇**対象**…次の①～⑧のいずれかの状態にある18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童(中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで)を養育している父または母もしくは養育者。①父母が離婚、②父または母が死亡、③父または母に重度の障害がある、④父または母の生死が不明、⑤父または母に1年以上遺棄されている、⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている、⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている、⑧婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない※受給者または対象児童、もしくはその両方が公的年金を受給している場合は、手当の支給額が一部または全部停止となります。

◇**対象にならない場合**…(ア)事実上婚姻関係と同様の状態にある(父母の障害を理由とする場合を除く)、(イ)児童が児童福祉施設などに入所している、(ウ)国内に住所がない※平成15年4月1日以前に支給要件に該当した方は申請できない場合があります。

### ●特別児童扶養手当

◇**対象**…次のいずれかの状態にある20歳未満の児童を養育している方。①身体障害者手帳1～3級程度(下肢障害4級の一部も該当)、②愛の手帳1～3度程度※長期安静を要する症状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童も該当する場合があります。

◇**対象にならない場合**…(ア)児童が児童福祉施設などに入所している、(イ)国内に住所がない、(ウ)児童がその障害を理由とする公的年金を受給している。

### ●児童育成手当(育成手当)

◇**対象**…児童扶養手当に準ずる。公的年金を受給している方も対象。

◇**対象にならない場合**…(ア)事実上婚姻関係と同様の状態にある(父母の障害を理由とする場合を除く)、(イ)児童が児童福祉施設などに入所している。

### ●児童育成手当(障害手当)

◇**対象**…次のいずれかの状態にある20歳未満の児童を養育している方。①身体障害者手帳1～2級程度、②愛の手帳1～3度程度、③脳性まひ、または進行性筋萎縮症。

◇**対象にならない場合**…児童が児童福祉施設などに入所している。

## 児童手当所得限度額表

扶養人数	所得制限限度額 (手当が特例給付になる基準額)	所得上限限度額 (手当が支給されなくなる基準額)
0人	6,300,000円	8,660,000円
1人	6,680,000円	9,040,000円
2人	7,060,000円	9,420,000円
3人以上	以降1人増すごとに、380,000円加算	以降1人増すごとに、380,000円加算

※受給者の令和3年中の所得で判定します。

※上記所得限度額表には、社会保険料控除一律80,000円を加算しています。控除額については問い合わせてください。

※給与所得または年金所得がある方は、所得制限額に最大10万円を加算します。

## 手当別月額・対象年齢など(4月から)

区分	児童扶養手当		特別 児童扶養手当	児童育成手当 (育成)	児童育成手当 (障害)
手 当 月 額	児童1人目	全部支給 44,140円 一部支給 10,410円～44,130円	1級 53,700円 2級 35,760円	13,500円	15,500円
	児童2人目	全部支給 10,420円加算 一部支給 5,210～10,410円加算			
	児童3人目 から1人につ き	全部支給 6,250円加算 一部支給 3,130～6,240円加算			
所得 制限額	あり(各手当によって所得制限額、控除額が異なるため問い合わせてください)				
支給月	1・3・5・7・9・11月		4・8・11月	6・10・2月	
支給 方法	口座振込(受給者名義)※一部取扱いできない金融機関があります。				

## 2. 医療費助成制度

●**子ども医療費助成(乳子医療証)**※乳は令和5年4月1日助成開始

子どもの入院と通院にかかる保険適用内の医療費を助成します(乳幼児は入院時の食事療養標準負担額も助成)。まだ「乳子医療証」の交付を受けていない方、現高1・2年生相当年齢で「乳子医療証」の申請をしていない方は、至急交付申請をしてください。医療費助成は原則として医療証交付の申請日(郵送の場合は到着日)からですが、転入日または誕生日の翌日から2か月以内に申請した場合は、転入日または誕生日までさかのぼって助成します(「乳子医療証」は令和5年6月30日までに申請した場合、令和5年4月1日または転入日までさかのぼって助成)。

◇**対象**…乳子/区内に住所がある中学修了前(平成20年4月2日以降生まれ)までの児童。乳/区内に住所がある高校生相当年齢(平成17年4月2日以降生まれ)の児童。乳子/児童が国民健康保険または社会保険などの健康保険に加入していることが必要です。

◇**対象にならない場合**…(ア)生活保護を受けている世帯(医療券を使う場合)、(イ)児童福祉施設に措置により入所している児童、(ウ)小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童、(エ)里親に委託されている児童

### ●ひとり親家庭等医療費助成(親医療証)

ひとり親家庭の方および子ども(乳子医療証受給者を除く)の入院と通院にかかる保険適用内の医療費の自己負担額の一部または全部を助成します(入院時の食事療養標準負担額または生活療養標準負担額は除く)。課税されている方がいる場合は自己負担1割、全員が非課税の場合は自己負担なしです。

◇**対象**…児童育成手当(育成手当)に準じ、健康保険に加入の方※所得制限額は児童扶養手当に準ずる。

◇**対象にならない場合**…児童扶養手当および子ども医療費助成に準ずる。

## 「乳幼児医療証」をお持ちで4月に小学校に入学する方へ「子ども医療証」を送付します

3月下旬発送予定です。届かない方は、問い合わせてください。

◇**新たに申請が必要な方**…義務教育修了前の児童で医療証をお持ちでない方。医療費助成は原則として医療証交付の申請日(郵送の場合は到着日)からですが、転入日または誕生日の翌日から2か月以内に申請した場合は、転入日または誕生日までさかのぼって助成します。

## 4月1日から有効の高校生等医療費助成医療証(親医療証)を送付します

発送は3月下旬予定です。届かない方は問い合わせてください。

◇**対象**…高等学校の就学期(15歳の4月1日～18歳の3月31日)の方。原則、高校生などを養育する方が申請者となります。

◇**新たに申請される方**…高校生等医療費助成制度の開始は、原則令和5年4月1日からです。6月30日までに申請した場合は、助成開始を4月1日とすることができます。詳細は問い合わせてください。



## 新型コロナウイルスに伴う保育所等の臨時休園等に係るベビーシッターの利用支援事業

令和5年1～3月利用分について、4月3日(月)～28日(金)(必着)に請求を受け付けます。

詳細は区ホームページ参照か問い合わせてください。

☎認可外保育施設グループ ☎4566 - 2496

